

虐待防止対策及び発生時対応マニュアル

ばいぶうぶ こどもくらぶ

(児童発達支援・放課後等デイサービス)

1.はじめに

障がい者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、一般社団法人誉が運営する児童発達支援・放課後等デイサービス「ばいぶうぶこどもくらぶ」において、障がい者虐待防止のさらなる推進のためのマニュアルを策定する。

2.障がい者虐待とは

(1)「障がい者」の定義

障がい者虐待防止法では、障がい者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者と定義されている。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能の障がいがある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要である。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれる。

(2)「障がい者虐待」の定義

障がい者虐待防止法では、「養護者」、「使用者」、「障がい者福祉施設従事者等」による虐待を「障がい者虐待」と定義している。

(3)「障害者虐待」の種類

①身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。

②性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

③心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

④放棄・放任（ネグレクト）

障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

⑤経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分することその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

(4) 障がい者虐待の具体的な例

①身体的虐待

暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

【具体的な例】

殴る、ける、平手打ちをする、たたく、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる・無理やり飲食を強要、口に押し込む・食事やおやつを与えない
罰としての減食・押し倒したり、突き倒したり、投げ飛ばす

引きずる、衣服をつかんで強制する・強要

首根っこをつかむ、頭を押さえつける・自傷行為の放置

居室等に長時間閉じ込める・施設外への放置、閉め出し

服薬や傷等の治療の放置

身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）／など

②性的虐待

性的な行為やそれを強要すること

【具体的な例】

性交・性器への接触・性的行為を強要する

裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する

わいせつな映像を見せる、更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像を撮影する／など

③心理的虐待

脅しや脅迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること

【具体的な例】

「バカ」「あほ」等、障がい者を侮辱する言葉を浴びせる

怒鳴る・威圧的な口調・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない

差別的に扱う・利用者の差別的な物まね・子ども扱いする

人格をおとしめるような扱いをする

話しかけているのに意図的に無視する

失敗等を嘲笑する、それを話すなど利用者に恥をかかせる

利用者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す／など

④放棄・放任（ネグレクト）

食事や排泄、入浴、洗濯等身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。

【具体的な例】

食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している

あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける

排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題

室内の掃除をしない

ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる

病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない

必要な福祉サービスを受けさせない・制限する

同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する

⑤経済的虐待

本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体的な例】

年金や賃金を渡さない

本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する

日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない

本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

3.虐待の判断にあたってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意する。

この時、虐待であるかどうかの判断が難しい場合もあるが、虐待でないことを確認できるまでは、虐待事案として対応することが必要である。

(1) 職員の虐待をしているという自覚は問わない

職員が虐待をしている自覚がないからといって、その行為が正当化され、責任を免れることはない。虐待かどうかはあくまでも利用者の視点、利用者自身が苦痛を感じているかどうかの観点から判断されるものである。

(2) 利用者本人の自覚は問わない

自分が何をされているのか、虐待なのか分からない利用者もいる。またコミュニケーションが苦手な利用者もいる。

利用者本人の「自覚」や「訴え」がないからといって職員の行為が正当化され、責任を免れることはない。

(3) 親や家族の意向が本人のニーズと異なる場合がある

事業所で発生した虐待の場合、家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり虐待の事実を否定したりすることがある。これは、預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられる。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して、本人の支援を中心に考える必要がある。

4.利用者・保護者への説明

虐待の定義・種類、被害を受けた際の対応等について、利用者個々の理解力や障がい特性などに応じて、利用者の立場で分かりやすく説明し、継続的に理解が深まるように努めることが重要である。

- ・一人で我慢しているだけでは問題が解決しないので、虐待に関わる訴え等の行動をためらわないこと。
- ・虐待に該当すると思う場合には、該当職員に対して、毅然とした態度をとり、明確な意思表示をすることが重要であること。
- ・身近に相談できる職員がいない場合など、困ったときには、市町村の関係機関に相談できること。
- ・虐待防止委員会の設置、職員の責務、事業所の体制の整備等をしっかり説明し、周知すること。

5.職員が留意すべき事項

(1) 職員一人ひとりの意識の重要性

障がいの程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。

職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し利用者の立場に立った言動を心がけること。

虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差などがあることを、絶えず認識すること。

(2) 基本的な心構え

利用者との人間関係ができていると、独りよがりて思い込まないこと。

利用者が職員の言動に対して虐待であるとの意思表示をした場合はその言動を繰り返さないこと。

利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴え、拒否することができない場合もあることを認識すること。

職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。

職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理しないで、組織として良好な施設環境を確保するための契機とする意識を持つこと。

被害を受けている利用者について見聞きした場合は、懇切丁寧に相談に応ずること。

心理的苦痛を感じる言動が職員にある場合には、第三者として、良好な施設環境づくりのため、「虐待防止委員会」に報告するなどの措置を講ずること。

(3) 事業所内で虐待が起こりやすい背景を知る

- ① 施設等の構造：・施設が密室の構造となっている場合が多い ・外部の目が届きにくい
- ② 職員：指導、しつけの一環という意識のもとで、人権意識が欠如している
問題行動のある利用者に対する専門的な知識及び支援技術が欠如している
利用者に対し陰性感情を持っている ・利用者と生理的に合わない
職員の個人的性格、ストレスが関係している
職員が他の職員の虐待を内緒にし、仲間としてかばう傾向がある
職員が上司に通告しても改善されない
- ③ 利用者：虐待を受けた利用者が伝えられない場合が多い
- ④ 保護者：保護者が「迷惑をかけている、預かってもらっている」という負い目を持ち、虐待をする側を守る行動を取る

6.虐待の予防、早期発見

(1) 虐待の発生予防

- ① 療育を通して保護者の負担を軽減する。
- ② 職員や保護者同士の交流を通じて不安を和らげる。
- ③ 療育の専門家として、子育ての悩みについて助言・援助を行う。
- ④ ヒヤリハット事例、報告書を活用し、支援を行う過程等において不適切だと思われる発言や行動の情報を共有し、虐待へとエスカレートすることの危険性を認識する。
- ⑤ 支援の適否、自らのストレスの状況等について振り返る。

(2) 虐待の早期発見

- ① 子どもの様子・家庭の様子の観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さない。
- ② 虐待の可能性が疑われたら速やかに虐待防止責任者に報告する。
- ③ 各職員で役割を分担し、チームで対応する。
- ④ 信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【子どもへの対応】

- ① 子どもの味方であることを伝え、安心感をもたせる。
- ② 声かけを多くするなど触れ合う機会を増やし、十分な受け止めをし、子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。ただし子どもの親代わりになるのではなく、療育の専門家として特有の関係に巻き込まれないようにすること。
- ③ 自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ④ 子どもの安全を最優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られたら、速やかに児童発達支援管理責任者に相談し、関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ① できるだけ関わりの機会を多くする。
- ② 追及や非難、追い詰めたりしない。
- ③ 不安、怒り、つらさ、悲しみを受け止め気持ちに寄り添う（受容・共感）。
- ④ 子育ての不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気づきを援助する。

（３）虐待早期発見のポイント

障がいによる特性を踏まえながら、次のような様子が複数見られたら虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列に記録する。

■子どもの様子

身体面

- ・不自然な傷（あざ・目の周りの傷・やけど）がよく見られる
- ・治療していない傷がある
- ・身長や体重の発達が著しくよくない
- ・身体が非常に汚れている（爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等）
- ・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう

表情

- ・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない
- ・人の顔をうかがい、おどおどした様子、ビクビクした様子が見られる。
- ・おびえた泣き方をする
- ・保護者と離れると安心した表情になる

行動

- ・お弁当をむさぼるように食べ、人に隠して食べる
- ・嘘をつくことが多い
- ・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい
- ・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる
- ・落ち着きがなく警戒心が強い
- ・年齢不相応な性的言動がみられる

他者とのかかわり

- ・保護者が迎えに来てても喜ばず、帰りたがらないことが多い
- ・保護者の前では従順になる
- ・職員を試し、独占したがる。異常に甘える
- ・職員や子どもに対して乱暴、威圧的、攻撃的である
- ・職員や子どもとの身体接触を異常に怖がる

生活の様子

- ・衣服がいつも不潔である
- ・基本的な生活習慣が身についていない
- ・予防接種や健康診断を受けていない
- ・理由なく長期間欠席している

■保護者の様子

子どもとの関わり

- ・態度や言葉が否定的である（期待はずれな子、ほしくなかった子等）
- ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている
- ・乱暴に扱った、放置している
- ・子どもに対して冷淡、または無関心である（抱かない、無視する等）
- ・子どもに能力以上のことを要求する

- ・兄弟姉妹に対して差別的である
- ・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない
- ・子どもの怪我・やけどに対する説明や欠席の説明が不自然である

他者との関わり

- ・職員や他の保護者に対して消極的
- ・否定的な態度をとったり、強く出たりする
- ・職員や他の保護者との関係がもてない
- ・職員との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる
- ・説明の内容が曖昧でコロコロ変わる
- ・子どもに関する他者の意見に被害的、攻撃的になる

生活の様子

- ・地域の交流がなく孤立している
- ・不衛生な生活環境である
- ・夫婦間の暴力が認められている
- ・経済的に不安定である
- ・生活のリズムが乱れている

保護者自身のこと

- ・表情が硬い ・ひどく疲れている
- ・精神状態が不安定である
- ・被害観が強い（偏った思い込み、衝動的、未成熟等）
- ・連絡が取りづらい
- ・被虐待歴がある

（４）障がい者虐待防止のさらなる推進

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会として「虐待防止委員会」を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底すること。
- ② 虐待防止のための責任者（虐待防止委員会委員長、虐待防止責任者）を設置すること。
- ③ 従業員への研修を実施すること。

7.養育者による虐待が疑われたら

- （１）子どもを療育する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらってないのでは」等、虐待が疑われたら速やかに虐待防止責任者に伝える。
- （２）家庭環境や保護者の心理状態、児童の様子を把握し、必要に応じ児童相談所へ連絡する。
- （３）職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく（事業所全体で情報を共有する）。
- （４）職員は保護者と子どものプライバシー保護については高い意識を身につけ十分に配慮する。

<プライバシーについて>

- ※ 通告は守秘義務に優先する通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません（児童虐待防止法第6条第3項）。
- ※ 虐待の通告は本人の同意を得ずに行うことが可能です。（個人情報保護法第23条第1項 第1号）
- ※ 現行法上では、「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています。

8.関係機関との連携

虐待を生みだす家族は複合的問題を抱えていることが多く、子どもを虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので事業所内で起こったこと等を具体的に記録しておく。

《関係機関との連携の流れ》

① まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。

② 情報を提供し、緊急度の判断を待つ

【緊急性あり（要保護）】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、子どもの安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により子どもを安全に確保する。

【緊急性なし】

緊急度がそれほど高くなく、住宅での援助が必要と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。住宅処遇のケースは全体のほぼ7～8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇の対象になることから、虐待援助の主力は地域での支援ということになる。

【事業所で「見守り・支援」を依頼された場合の留意点】

（１） キーパーソンとなる専門家が誰かを知る。

（２） 支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する。

（３） キーパーソンとなる専門家と十分な連携をとり、どこにポイントをおいて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する。

（４） 事業所に期待されている役割を知る。また事業所の見守りの限界について具体的に職員間で共有を行う。

（５） キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる（定期的な報告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告）。

（６） 定期的な報告や連絡。